

## 船舶事故調査報告書

令和4年4月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年5月19日 08時20分ごろ
発生場所	福岡県福岡市弘漁港の港口 弘港西防波堤灯台から真方位017°100m付近 (概位 北緯33°40.1′ 東経130°17.4′)
事故の概要	漁船天神丸は、出航中、また、漁船明神丸は、入航中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年6月2日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 天神丸、1.54トン FO3-28286（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 明神丸、1.05トン FO3-30857（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷側外板に擦過傷、船外機に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、弘漁港港奥の南東部の物揚げ場（以下「物揚げ場」という。）で荷揚げを行った後、船長Aが、右舷船尾端に腰を掛けて船外機を操作し、左舷方の北北西方に延びる弘漁港の第1号防波堤（以下「本件防波堤」という。）に寄った状態で出航を開始した。 A 船は、船長Aが船首方の消波ブロックを見ながら、左舷方の本件防波堤に寄って西北西進中、本件防波堤先端付近に達して港外に向けて左転したところ、衝撃を感じ、B船に乗り揚げて停止した。 船長Aは、左舷方の本件防波堤先端を大回りして出航すれば良かったと本事故後に思った。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bが、物揚げ場に向けて右舷船尾端に腰を掛けて船外機を操作して南南東進中、左舷方の南南西方に延びる弘漁港の西防波堤（以下「西防波堤」という。）と本件防波堤との間から弘漁港内を見たところ、A船を認めてA船が操業のために出航すると思い、西防波堤南方沖を左転して大回りした後、船外

	<p>機を中立運転として減速した。</p> <p>船長Bは、その後、右舷方の本件防波堤でA船が見えなくなったものの、A船の進路を避ける目的で、本件防波堤に寄せ、本件防波堤先端付近に達して港内に向けて前進行きあしで右転したところ、B船の左舷船首部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>ウエットスーツを着用していた船長Bは、衝撃で海中転落したものの、自力でB船に上がり、B船はA船にえい航されて着岸した。</p> <p>船長Bは、家族が運転する自家用車で福岡市内の病院を受診し、頭部打撲傷等と診断された。</p> <p>船長A及び船長Bは、弘漁港の港口を航行する際、これまでに港口の防波堤先端で他船と行き会うような状況に遭遇したことがなく、ふだんから防波堤に寄って航行していた。また、海上保安庁に本事故の発生を通報していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、本件防波堤により左舷方の見通しが悪い状況下、弘漁港の港口を出航中、船長Aが、船首方の消波ブロックを注視し、左舷方の本件防波堤に寄って航行を続けたことから、本件防波堤先端でB船に接近することとなり、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、弘漁港の港口を航行する際、これまでに港口の防波堤先端で他船と行き会うような状況に遭遇したことがなく、ふだんから防波堤に寄って航行していたことから、左舷方の本件防波堤に寄って航行を続けたものと考えられる。</p> <p>B船は、本件防波堤により右舷方の見通しが悪い状況下、弘漁港の港口を入航中、船長Bが、出航するA船を認めていたものの、右舷方の本件防波堤に寄って航行を続けたことから、本件防波堤先端でA船に接近することとなり、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、弘漁港の港口を航行する際、これまでに港口の防波堤先端で他船と行き会うような状況に遭遇したことがなく、ふだんから防波堤に寄って航行していたこと、及び出航するA船の進路を避けようとしたことから、右舷方の本件防波堤に寄って航行を続けたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、弘漁港の港口において、本件防波堤により互いに見通しが悪い状況下、A船が出航中、B船が入航中、船長Aが、船首方の消波ブロックを注視し、左舷方の本件防波堤に寄って航行を続け、また、船長Bが、出航するA船を認めていたものの、右舷方の本件防波堤に寄って航行を続けたため、本件防波堤先端で互いに接近することとなり、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、自船が港口で防波堤などを左舷方に見て航行する場合、できるだけ防波堤などから遠ざかって航行すること。</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、航行中、一定の方向のみを注視せず、常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 船長は、入航中に出航船を認めて、港の防波堤入口付近で出航船と出会うおそれがある場合、防波堤の外で待つなどして出航船の進路を避けること。</li><li>・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。</li></ul> |
|--|---|